

[参考] 「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」 会員団体による広報啓発事業補助金の事務手続き について

1. 交付申請提出 (補助事業開始の20日前まで)

下記提出先に①電子メール、②郵送、③持参のいずれかで送ってください。
交付決定前の部分については補助の対象とならないのでご注意ください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合、県の承認が必要です。まずはご相談ください。

※事業予定内容に変更が生じそうな場合は、ひとまず担当者へご連絡ください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：事業本体とその精算業務が終了することを指します。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内(※))

下記提出先に①電子メールによる送信、②郵送、③持参のいずれかしてください。

(※)①補助事業の完了・中止・廃止から30日以内

②交付決定を受けた補助事業の完了予定年月日の年度が終了したときは4月20日

→①②いずれかの早いほうまでに提出してください。

◎補助金の支払い(精算払)

実績報告書を確認の上、口座振替依頼書による指定口座または債権者登録のある口座への振込をします。

提出・問い合わせ先 鳥取県 福祉保健部 ささえあい福祉局 孤独・孤立対策課
〒680-8570(郵便番号で届きます)
電話 0857-26-7688 FAX 0857-26-8116
メール kodoku-koritsu@pref.tottori.lg.jp